

入札監理小委員会 第444回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第444回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年2月8日（水）16：47～17：47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査における試料採取等（環境省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員

（環境省）

水・大気環境局水環境課海洋環境室 森田室長補佐、鈴木主査

（事務局）

栗原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第444回入札監理小委員会を開催します。

本日は、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査における試料採取等の実施要項(案)についての審議を行います。

最初に、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査における試料採取等の実施要項(案)について、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室、森田室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○森田室長補佐 お世話になります。環境省海洋環境室、森田と申します。本日はお忙しいところお時間をいただきましてありがとうございます。

早速ですが、こちら資料の、お手元にございます資料のA-2の民間競争入札実施要項(案)と、もう1つ、こちらカラフルなポンチ絵ですね、こちらを使いまして事業の概要についてご説明させていただきます。

まず、こちらのポンチ絵のほうで事業の概要をざっと説明させていただいた後に、実施要項について説明させていただきます。

まず、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査事業ということで、我々環境省、被災直後から7年間継続して実施しております。

背景といたしましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴いまして、津波が発生したということで、陸上から有害物質等が海域に流出したということで、そちらに海洋の汚染状況を継続的にきちんと把握をすることが必要だろうと、その有害物質や放射性物質による海洋環境の汚染の状況というものを定期的にきちんとウォッチをする、その状況をきちんと被災地の住民の方にお出ししていくということで、その海洋環境の保全を図るのみならず、被災地住民の方々の不安を取り除く、そして、海産物など、そういったものへの風評被害を解消していくという目的で実施している事業でございます。

事業の概要といたしましては、下のところ書いてございますが、震災に起因して、かなり、石油コンビナートですとか、そういったようなもの、施設丸ごと流出したという背景でございます。こちらの油等の有害物質の流出、そして、福島第一原発から放出されてしまった放射性物質、これらによる海洋環境の汚染状況を把握する事業でございます。

調査項目、大きく分けて2つございまして、1つが放射性物質ということでございます。こちらについては、一般環境中に飛散した放射性物質ということで、セシウム134と137について調べておるところでございます。

2点目の大きな分析項目といたしましては、化学物質ということで、ダイオキシン類で

ございますとか、油、PCB、あるいは、有機フッ素化合物などなど、有害と考えられます化学物質について調べているというところでございます。

分析する対象といたしましては、震災直後は海水も含めて見ておったのですが、震災から5年経過して、振り返って過去のデータ見てみますと、海水はほとんどもう汚染が見られないと、逆に、海水から沈降しまして、海底の土に汚染の物質がたまっていつている状況ということで、化学物質、放射性物質両方とも底質と書いてありますが、海底の土にたまっている汚染状況を把握しているという事業でございます。

こちらにつきましては、事業スキームとしましては、環境省と業者との請負契約という形でさせていただいております。

今般その事業としては、実施期間、平成29年5月から平成32年3月ということで、3年間を予定しております。

平成23年3月、震災直後から平成28年、今年度まで6年実施してございましたが、来年度以降は3年間の事業ということで、一括して発注をしたいと考えているところでございます。

こちらのポンチ絵を使った説明は以上でございます。

次に、資料のA-2、民間競争入札実施要項の(案)というところの資料、お手元でございますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、3ページ目、民間競争入札実施要項として環境省、考えさせていただいているもの内容についてご説明させていただきます。

まず、最初のパラグラフ、導入の部分は説明するまでもないというところで、省略させていただきます。

1番目の対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項というところで、これがいわゆる仕様に当たるところかと思いますが、こちらの中身説明させていただきます。

(1)本業務の目的というところは、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。東日本大震災に伴って工場などから流出してしまった、あるいは、福島第一原発から放出されてしまった化学物質、または、及び、放射性物質について、海洋汚染の状況をきちんと把握すると。それによって、人への健康被害の防止をするとともに、被災地の皆さん、住民の不安を解消していくということで本業務をやらせていただいているというところでございます。

(2)事業の内容でございます。モニタリングを実施するというところに当たりましては、

いきなり調査をするのではなくて、過去の経緯を踏まえてどういった調査を今年度、また、来年、そして、再来年度やっていくかという調査計画の立案が非常に重要な部分になってございます。ということで、事業の内容のまず初め、1)に調査計画案の立案ということで書かせていただいております。

調査計画には、まず、目的、どうしてその調査をやるのかという目的を整理するということ、そして、側点の配置、どの場所でどのような物質をはかるかということは調査の肝でございますので、それをきちんと過去のデータに基づいて調査計画に入っていくと。また、その調査時期、海域の状況などにあわせて適切な調査時期はいつなのかということを検討した上で計画に盛り込む。そして、分析項目ということで、有害化学物質、そして、放射性物質の中でも具体的にどのような物質を選定してはかっていくか。また、その試料採取方法というところで、海底の土をとるやり方もいろいろございまして、例えば、バケツのようなものでございまして海底の土をとるやり方もあれば、タコ足のように長い、マルチプルコアラーといいますが、層別にきれいにとれるような仕組みを持った機械でとっていくような採取の方法もあると。それはどういったやり方が適切なのか、また、化学物質の分析を、これかなり専門的な話になりますが、その分析目的に応じて、安価ではあるけれども、非常に粗い分析の方法をとるのか、あるいは、きちんと継続的に詳細な傾向をとるために、少々高額にはなるけれども、適切にその物質を細部に至るまでその挙動を把握できるような分析方法にするのか等々、その調査計画をしっかりと立案するということが本事業の肝でございますので、こちらについて業務の重要項目としてまず最初に立てさせていただいているというところでございます。

調査につきましては、こちら5行目以降、「また」のところ書いてございますが、まずもって、今年度までの調査結果を踏まえて来年度の調査計画をつくるということはございますが、この3年間の事業の中でも、例えば、1年目の29年度の結果はきちんと30年度に反映させる、30年度の結果は31年度に反映させるということも事業の中身として含めております。

また、その競争性を高めていくという意味でも重要な点でございますが、29年度調査の方向性というのは、実は27年度、去年の検討会で過去5年間のデータを踏まえて、今後どういった調査をすべきかという、大まかな方向性を出してございます。それについては、この競争入札を行うに当たりまして、別添2というところで幅広く入札されようという方がこれまでの議論もわかりやすく簡単にその情報を入手できるように別添させていた

だいているというところでございます。

次のページ、通し番号004、1枚おめくりいただければと思います。

調査計画を立案した後によいよ調査を実施して分析、結果解析と、そして、結果を解析したものを取りまとめていくという作業がございます。

こちらにつきましては、大きく①から、次のページ、そして、その次のページ、7ページ目、8ページ目、そうですね、9ページ目まで、①から⑩にステップ分けて書いてございます。

まずそのステップとしては、1番目に試料採取をします。

2番目にその調査の測点を、どこでどのような調査をしていくかということを書いてございます。

3番目に分析項目ということで、具体的にどのような物質を測定するか。

4番目にその試料採取の方法、こういった器具でどのような測定を行うために試料はどのようにとっていくかということを書いてございます。

5番目はどの場所ですとったかというのを、きちんとGPSなどで記録していきましょうというところが書いてございます。

⑥の分析方法、こちらが物質ごとに、例えば、分析方法いろいろございますが、こういった分析方法を使うかということを書いてございます。

7番目の比較試験というのは、分析会社が変わったときに、こちらはA社とB社でやはり同じものを同じ方法で測定しても差異が出てくるというところで、過去23年からやっているデータを比較可能なものとするために、その分析会社、分析方法の差異をならしていくために均等比較試験をやっていくと。

8番目、これは少し毛色が変わってきますけれども、せつかくとった試料でございます、現在は、例えば、分析していないというものについても、振り返って分析ができるように、こちら国立環境研究所のほうにきちんと長期的に試料は保存しましょうというところがございます。

9番目は、きちんと精度管理をして、分析をしましょうということを担保するための業務でございます。

10番目が、こちらさらっと書いてございますが、この事業では調査計画の立案、そして、試料採取と並んで非常に重要なポイントでございますが、調査結果をきちんと科学的に分析するだけではなくて、そのトレンドを23年度からどうなのかというところできち

んと評価をしていく、その取りまとめの業務でございます。

3)というところで、公表用資料の作成についても、この業務できちんとプロフェッショナルリズムを持った請負業者のほうで検討委員の意見を聞きながら作成をするということでございます。

こちらの調査計画の立案、そして、試料採取の方法、そして、試料の採取して分析した結果の取りまとめに当たりましては、海洋の環境に関する非常に多くの専門的な分野の知見を反映させる必要がございます。実は化学物質、海洋環境における化学物質でも、PCBに詳しい専門の方、それに、PCBに詳しいといっても、その分析に詳しい方と、あるいは、海洋生物への影響に詳しい方、また、セシウムに知見がある方、いろいろな専門の方の知見をうまくまとめる必要があるということで、9ページ目、4)検討会の設置というところできちんとして学識者への意見を聞く場を年に3回設けて、調査計画の立案から取りまとめ、そして、公表資料まできちんとして作っていきましょうという業務としております。

最後、5)環境省ホームページへの公表コンテンツの作成ということで、こちらは毎年度ということではなく、平成23年度から平成30年度の調査結果というものを31年度に、あるいは、少し時間かかれば32年度になるかもしれませんが、本3年間の業務期間中に過去のトレンドなどを押さえて、より国民の方々、被災地住民の方々にこのモニタリング事業の結果をよりわかりやすくご紹介するホームページのコンテンツを作成するという項目を、これは昨年度までにはなかったものですが、新たに事業として入れさせていただいているというところでございます。

次、11ページ目で、こちら実施期間ということで、契約締結日から平成32年3月31日までの間に当該業務を実施していただくということで、3年間の事業ということ想定しております。

少しい時間オーバーしてしまったかもしれませんが、環境省からの最初の説明ということで、以上をもちまして説明終了させていただきたいと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。

過去の説明会の参加者数で、25年度2社と3社で、26年度も4社と3社とあるのですけれども、こちらの説明会に来られて応札をされなかった業者さんというのはどうい

業者さんで、なぜ応札されなかったかについてはヒアリングはなさいましたでしょうか。

○森田室長補佐 平成26年度まで、省全体の方針の話なのですが、説明会に来て応札しなかった業者に理由を聞くということ、どの事業もやっておりませんで、我々としても特段聞いているということはありません。ですので、ちょっとその応札しなかった理由というのは現在不明でございます。

○生島専門委員 競争改善型ということですし、やはり競争を進めるためには、なぜ応札をされなかったかという、ご自身の中で考えるよりは、応札されなかった方がその回答を持っていらっしゃる可能性が高いと思いますので、そちらをお聞きになられたほうがいいのかと思いますのと、同様に、原子力規制庁さんのほうでも、非常に類似した事業を行なっているということで、おそらくいろいろ詳しくご存じかと思うのですけれども、そちらに応札されている、もしくは、説明会にいらっしゃる業者さんというのは、何というのですかね、候補者にすごくなり得る業者さんなのかと思いますので、そうした業者さんに対しての説明会参加へのご案内ですとか、お声がけというのをなさっていらっしゃるとしたら、より一層というか、または、この専門的な業界だと思いますので、その業界団体さんへ前広に説明をなされると、もうちょっと周知がなされて、参加される方が増えるのかなと思うのですけれども、そのあたり何かご対応は可能でしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。個別の業者さんにご案内をすることがよろしいのかどうかというところはにわかには私のほうで即答できないのですが、一方で、ご指摘のとおり、この業界非常に限られた業界で、船を持って調査をして、あるいは、船を持っている会社とコネクションがあって、要請をすることができる、いわゆる海洋環境調査業界といいますか、そういったところは狭いと。個社はともかく、そういったところが集まっている団体というのはございますので、個社にちょっとご案内するのに漏れがあると、それこそ競争性がというところございますので、業界に情報をお流しできるかというところは検討ができるかなと思います。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

すみません、あともう1点なのですが、別添3の過去の情報開示のところなのですが、平成25、26、27年度の数字があるのですが、こちら細分項目がいろいろ書いてあるのですが、結局委託費定額部分の合計額しか書かれていなくて、その下に、委託費の積算に人件費、傭船費、いろいろ含まれていますというふうにあるのですが、この合計額だけだとあまり情報として意味をなさないというか、個別の内訳の数字が

あるほうが、新規の業者さん、イメージを立てやすいのかなと思いますので、せっかく下に個別の項目を書いてらっしゃるのでしたら、それについてそれぞれどれぐらいかかったかというような情報を開示、なされたほうがよろしいかなと思います。

あとは、今すぐわからなくてもいいのですけれども、いただいたこちらの参考資料の過去の推移の数字と、こちらの情報開示の数字がどこが対応するのちよっとよくわからなかったのですけれども、この契約金額と、平成25年度の契約金額、2つございますけれども、そちらの合計ともまたちよっと違うのかなと思ひまして、そのあたりがどういうことなのかなと。

○事務局 税抜、税別かもしれません。

○生島専門委員 税抜、税別か、なるほど。であれば大丈夫です。

○森田室長補佐 内訳のほうの話なのですが、過去の業務というのが請負形式で発注しておりまして、委託事業ということであれば細かく何にどれぐらいかかったのかというのを領収書もつけてもらって役所のほうで精算チェックをするのですが、請負契約の場合はその内訳を役所に出すという契約をもととしていないというところで、我々ちよっと内訳を出してくださいという契約をしていないので情報がないというところがございます。

○生島専門委員 積算にはということで、個別の項目書かれてらっしゃるのですけれども、具体的にこの個別の積算にかかった、各個別の項目で幾らかかったかは、環境省さんとしても把握はなさっていないということで、わかりました。

○森田室長補佐 そうですね、我々が出すときに中で計算するものと、実際に業者さんが実費でどれにどれぐらいかかったかというのはまたちよっと違う数字かと思いますが、業者のほうで幾ら何にかけているというのは、我々情報としては持っていないというところでは。

○生島専門委員 なるほど。そちらでお持ちの積算の数字というのは、例えば、あくまで参考情報ですけれども、丸くてもいいのですけれども、大体これぐらいみたいな形で教えて差し上げることはできるのですかね。

○森田室長補佐 それをすると1つ問題があるのが、より安く落としてもらいたいというところを考えたときに、ほかの事業にも全部関係してきてしまって、上限が分かっちゃう恐れがある。

○生島専門委員 そうですよ、そうか。

○森田室長補佐 そうなのです。競争性を高めるというところで、なかなか厳しい。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。私からは以上です。

○森田室長補佐 ありがとうございます。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。私から何点か、すみません、まず、このA-2の一番後ろの表紙、拝見すると、日本地図があって、小笠原のほうまで映っていて、モニタリング調査箇所というダイヤモンドの印が、父島のほう、母島のほうにも見受けられるところなのです。これだけ見ると、ああ、小笠原のほうまで行かないといけないのかなと思うのですが、同じA-2の4ページ目でございます。調査地点に関して、今拝見しているところなのですけれども、ここのどこかに小笠原のほうまで行くようにとかという記載はあるのでしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。まず、一番後ろ、106ページ目の海域モニタリングポイントというのは、放射性物質に係る政府全体の海洋モニタリングの総合的な計画のサンプリングポイントでございます。我々が担当しているところの被災地でのモニタリングというところの調査ポイントは、31ページ目ですね、ちょっと色が、ごめんなさい、元がカラーだったですけれども、白黒でしょうか、お手元カラーですか。

○生島専門委員 カラーです。

○森田室長補佐 よかったです。こちらの赤と黄色になっているところというのが来年度以降の調査ポイントになってございます。後ろのところは政府全体で放射性物質をはかっていたこうという、そのポイントでございます。

○辻専門委員 それでしたら、4ページ目のところに、今文字だけであって、ぱっとビジュアルでわからない状況だと思いますので、この三十何ページの地図の部分測定すべき範囲であると、そして、一番最後の106ページの部分には「参考」とは書いてあるのですけれども、あくまで今おっしゃられたような、政府全体が原子力関係でこのあたりを調査なさっているものであって、あくまで参考であって、今回の調査対象地域ではないということが一目でわかるような形で格好いただければ、初めて見る方々もびっくりしないで済むかなと1点思いました。それが1点目です。

○森田室長補佐 ありがとうございます。

○辻専門委員 それから、すみません、引き続きまして、A-2の7ページ目でございます。⑤船位の測定、水深の測定等とございます。多分これは間違いなくこの場所で採取しましたよという確証が欲しいのかなと考えます。それで、ここには「船位の測定、水深の測定等を実施すること」と書かれております。多分実施省庁さんとしては、何か証拠が欲

しいのじゃないかなと。間違いなくこの試料はここでとったという証拠を出してもらいたいのじゃないかなと思うのですけれども、このあたりどのような記録をお求めになる予定なのでしょう。

○森田室長補佐 なるほど。証拠、そうですね、今までのやり方としては、特段GPSの記録みたいなものを証拠として出してもらおうということはしておりませんで、データの結果の部分を取りまとめの際に、例えば、緯度経度を記す、あるいは、水深何メートルでとったということにしております。証拠でとっていくとなると、生データでGPSの記録をとっていくとか、そういったことにはなると思うのですが、そこは契約できっちりやっていただいているということで、生データまでは要求してはいないところです。

○辻専門委員 おそらくこの公共サービスの根幹部分を支えるものであって、何というか、契約があるから信用するという性善説の方法もあると思いますし、他方で、この成果物をごらんになった国民の方から、これは本当にこの場所でとったのでしょうかという疑問が出た場合、いえ、大丈夫です、このような方法で担保していますから大丈夫です、具体的にはこういう証拠を出してもらっているので信用しておりますという説明ができたほうが好ましいかとも思われますので、できればご検討いただいて、もし第三者の方から本当にこの場所で採取したのであろうかという疑義が発生した場合に、こういう証拠があるからかなり信用してよろしいのではないかということ胸を張って言えるような、まずシステムを検討いただければと思いました。それが2点目です。

○森田室長補佐 検討いたします。

○辻専門委員 それから、同じく実施要項の9ページ目でございます。こちら「検討会の設置・開催」とございまして、先ほどおっしゃっていたPCBに詳しい方といっても、分析する部分に詳しい方もいらっしゃるし、あとは、生物学的なほう、蓄積のほうとかに詳しい先生もいるかもしれません。それで、おそらく今回のこの調査サービスの質を確保する上では、何というか、まさに専門家の、信頼するに足る先生方の高関を受けるということがかなり重要なことかなと考えるのですけれども、このあたり、どういう先生方を選ぶかという、何というか、目安というか、なかなかちょっと言葉を選ぶところなのですが、どういう先生であれば関係省様としては納得するのかとか、そのあたり、何か手がかりになるような情報というのは開示される予定はあるのでしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。まず、こちら、昨年までは実は委員というのは提案する内容にしておらず、我々のほうでずっと指定するという形にしておりました。今

般、まさにご指摘のとおり、この検討会にどういう識者を選んでいくかというのは、この公共サービスの質の非常に重要な部分ということで、あえてそちら、きちんと請負業者が提案をしてくるときに、持っている専門的な知見を生かして最適な布陣を提案していただきたいということで、今検討、こちらについては提案事項とさせていただきます。

一方で、手がかりといたしましては、昨年度までずっと6年間続けてきている中で、どういった部分についてデータをとっている、そして、どういった評価をしているというところを見ますと、海洋環境に一定の知見があるというコンサルさんなどですと、こちらは、例えば、PCB、ダイオキシンはかっているから当然分析に強い人、その世界だとかこういった方が論文をいろいろとお書きになっているということで、選ぶということでご提案の根拠を書いていただくということを考えております。

○辻専門委員 過去こういう検討会を開かれていて、過去先生方が任命されていたわけなのですよね。その名簿のようなものは簡単に入手できるのでしょうか。

○森田室長補佐 その名簿につきましては、毎年の報告書にも検討会の先生の掲載しております、どなたでも閲覧できる形になっております。

○辻専門委員 それはネットで公表されているのでしょうか。

○森田室長補佐 そうですね。報道発表資料という形で、このモニタリング事業については環境省からプレスリリースしております、そちらのところに検討委員の名前というものをあわせてつけているという状況でございます。

○辻専門委員 プレスリリースは結構探すのが大変だったりしますので、できればどこか1つのページにまとめていただいたものをURLをつくっていただいて、こちらにURLを張っていただけるとすぐ探すことができるとよろしいかと思います。これご提案でございます。

○森田室長補佐 ありがとうございます。

○辻専門委員 それから、すみません、僕からは一旦以上で結構でございます。

○浅羽副主査 私からは1つだけ、予定価格は御省で積算をされていますか。

○森田室長補佐 はい。

○浅羽副主査 そうすると、先ほどの話にもありましたとおり、かなり厳しく積算されているというふうに拝察するのですが、そうしますと、総合評価落札方式の中で、先ほど森田様がおっしゃられたような、少し粗いけれども安いのはまあ出てくる可能性はあったとして、高価だけれども精細だと、非常にしっかりしているというようなものは

弾かれてしまうおそれはあるかなと思わないでもないのですが、当然予算制約がある中で、その線をどこで引くかということが大事だと思うのですけれども、そのあたりのご見解だけちょっと伺いたいと思います。

○森田室長補佐 ありがとうございます。確かに、安かろう悪かろうというところで選んでしまえば、税金の無駄遣いになってしまうところです。分析をするというものの対象物で、過去5年間、6年間で、やはりすごく要注意物質というものと、一般項目として定性的にとっていきましょうというようなものがあるという中で、例えば、その重みづけです、物質にしても、きちんと提案をしているときに分析方法をこちら、例えば、発がん性が懸念されるようなベンゾ[a]ピレンという物質がございますが、そういったものはきちんと精度よく分析をする、高くてもしっかりとした分析方法が必要である一方、例えば、あまり過去には検出されていないようなもので、有害性もそこまで、ベンゾ[a]ピレンなどに比べると低いと考えられるような物質については、傾向を大まかに把握するというところで、安価な分析方法で、粗くてもデータを出していただくというようなめりはりづけをきちんと提案時にしていただければ、我々としては総合評価のところの価格ではない提案部分のところできちんと差異をつけて評価をしていきたいと思っております。

○浅羽副主査 ちょっと意地の悪いようなことを申し上げますと、ただ、予定価格を越えていたらその中身に入らないのですよね。

○森田室長補佐 おっしゃるとおりで、予定価格を越えてしまうと。

○浅羽副主査 そこが先ほどからちょっと私も頭の痛いところだろうなと。もちろん、必須項目をきちんとやっているように見えますので、少なくとも安かろう悪かろうまでにはならないと思うのですけれども、よりよいものをどういうふうにするのが合理的なのかなとちょっと考えておりました。

そんな中で、分割発注できないかなとか、いろいろと考えたのですけれども、なかなか分割するとコストが高くなりそうな案件でもありますので、できるだけこの必須の項目のところの書き振りを非常にしっかりとした上で、ただ、競争性を確保していただきたいというようなことしかないのかなというのが、その観点での私のこれはコメントですので、特にお答えは必要ありません。ありがとうございます。

○森田室長補佐 ありがとうございます。

○辻専門委員 すみません、同じく3ページ目よろしいでしょうか。3ページ目の(1)本業務の目的とございまして、その一番下の行です、ね、「継続的な変化の監視に資する調査を

実施する」と、多分ある場所ずっと定点観測して、1年目はこういう数値、2年目はこういう数値、3年目はこういう数値と、差分を見ていきたいのかなという理解しておりますけれども、そう考えると、多分調査する場所というのはもう物理的に固定して、前回と全く同じ場所からとるという理解でまずよろしいのでしょうか。

○森田室長補佐 ご指摘のとおりでございます。基本的には、同じポイントでとり続けていくということでございます。

○辻専門委員 こちら拝見すると、後ろのほうですね、別添のこれは6ですね、評価基準表でございます。ページ数で言うと75ページ、これの2.1、業務の実施方法というところの1行目ですね、1つ目に、「試料採取における対象層の設定及びモニタリング調査時期」と書いてあって、まず1つ目、「対象層」というのは物理的な場所を示しているのかなと。2個目の「調査時期」というのは時間的な概念を出しているのかなと思ったのですが、この対象層の設定というのは、先ほどお伺いした、物理的にはもう場所が固定されているのであって、そこからとるだけでよいのか、それとも、そうではなくて、違うところを選択しなければならないのか、このあたりどうなのでしょう。

○森田室長補佐 ありがとうございます。場所については、水平と鉛直という概念がございまして、この対象層というのは鉛直方向にどこまで深くとるか、また、深くとったときに、例えば、1メートルのコアをとると、それはきれいに層が並ぶと、そのときに、過去のデータに照らして、これを本当はそれを2センチ刻みとかで全部1メートル分析するのが一番よろしいのですが、予算上の制約もあるので、どの層を取り出して分析していくのかがいいか、こちらが対象層の設定というところでございます。ですので、水平方向の緯度経度というところは固定してとるのですが、コアをとったときにどの層を分析していくか、その深度方向のご提案を、きちんと過去のデータを踏まえていただきたいというところでございます。

○辻専門委員 今おっしゃっているのは、まず現場に行って、ボーリングか何かして、ごそっと1メートル分抜いてくると。持って帰ってきて、分析する対象を何センチ刻みにしてどこまで細かく分析するかというお話でよろしいですか。

○森田室長補佐 はい。どこまで細かく分析するかということと、間引かないとコストが間に合わない、どこを間引いていいかという判断でございます。

○辻専門委員 すみません、ちょっとまだ僕しっかり理解していないかもしれません。75ページのこの2.1と見ると、「試料採取における対象層の設定」とございまして、これ

だけ見るとどの層をまずはとってくるのかという議論であって、今おっしゃっていたような、どの層を検査するのかという議論ではないようにも見えるのですね。こちらの紙だけ見ると、まずどの層、どれぐらいの深さものを掘ってくるのかというふうに見えてしまうのですが、このあたりいかがなのでしょう。

○森田室長補佐 ありがとうございます。まず調査の手順といたしましては、まず調査計画をつくります。そのときに、鉛直方向で過去のデータに照らして何センチまでとるか、とった場合にどの層を保存して分析をしていくかということをもっと最初に調査計画で立てます。船の上で実はどういうことを行っているかということ、層をとるときに8本ぐらいの透明なコアをとるための1メートルぐらいですかね、そういうタコ足みたいな形になっているものをぐさっと刺してとると。それを船上に上げると。保存をするときに、それを既にスライスした形で保存して陸に送るということですので、陸にそのまま1メートルのものを持って帰ってスライスをしてということではなく、あくまでとるときにもう分析する射程を決めて、船上で作業して、保存して、分析をするということで、こちらの書き方として、「試料採取における」と書かせていただいているというところです。

実際は採取をして、スライスしたものをそのまま分析するということなので、「試料採取及び分析」というのがご指摘のとおり、一番正確な表現なのかもしれません。

○辻専門委員 そうすると、今おっしゃった内容をもう少し注とかに書いていただいたほうがイメージわかりやすいのかなと今思いました。

それから、すみません、念のためなのですけれども、緯度経度は固定する、さらに、深さに関しても固定することは必要ではないのですか。どの層をとってくるかに関しても、もうずっとこの緯度経度、この地点について未来永劫海底から1メートルの深さまで全部とってくるのか、そんな感じで、深さまでも物理的に固定するという必要はないのでしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。我々も必要最小限といいますか、不要な調査はしないということで、政府全体の予算の執行の効率化に寄与しなければいけないという思いでございます。その中で、例えば、深度方向1メートルずっととっていくのが本当に必要かどうかというものは、年度ごとにきちんと検証すると。例えば、それが30センチのところピークが出て、それより下については検出されない状態が長く続くとなると、そうすると、30センチまでに変更するという判断をきちんとしていくと。それによって不要な予算執行を避けるといいますか、そういったことで採取する層については都度都度判断

していきたいということでございます。

○辻専門委員 なるほど、それですと、新規参入業者からすると、各場所において前回どこまで深く掘って、そして、前回どの深度でピークが出たかという情報がないと、適切な深さは設定できないと思うのですよ。そうすると、前年度までの、今申し上げたような、前回まではどれぐらいの深さを掘って、そして、分析をした結果どの層にピークが出たかという情報は開示される予定はあるのでしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。こちらは毎年度報告書として取りまとめているとともに、報道発表としてきちんと公表している中で深度方向のグラフもあわせて公表しているというところでございます。

○辻専門委員 深度方向のグラフというのは全体の平均値とかじゃなくて、各ポイントのグラフという理解でよろしいのですか。

○森田室長補佐 さようでございます。非常に専門家ではないとわかりづらいというところで、報道発表のときは概要版と詳細版と分けて別添でプレスリリースしていきまして、詳細版のほうには各地点ごとにとられたデータ全てわかるように表示をさせていただいているというところですよ。

○辻専門委員 なるほど、でしたら、ニュースリリースも、先ほども申し上げたとおり、探しにくいので、できれば1つのページに出していただいて、新規参入業者の方がこれどうしようかなと計画なさった場合に、今おっしゃっていただいたような話をペラ1枚でもまとめていただいて、ここを見ると、今までの実施方法がわかって、そして、我々が求めている正解はこれを見ると、分析するとわかるのですよという、そういう何か、言い方悪いですけども、新規参入事業者がちょっと楽できるような工夫をさせていただくようにご検討いただければと思いました。

以上です。

○森田室長補佐 ありがとうございます。

○尾花主査 では、最後に本事業の目的というのは、住民の不安や風評被害を解消するというものでいいですか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。2点ございまして、まず第1点は、海洋汚染の状況を的確に把握するということがございまして、2点目としては、その汚染の状態を把握したその結果について適切に周知をすることで、住民の方々に風評被害、あるいは、無用な懸念を抱かせないということでございます。

○尾花主査 そういたしますと、継続的な正確な調査及び周知を目的としていると。その観点からサービスの質を見たときに、これはサービスの質としてこの指標で評価できるのでしょうか。このサービスの質の記載方法は、単に債務を履行していますというようにしか見えないので、履行に伴いどのような質まで確保されているのかというところをご検討いただければと思います。

周知ということであれば、誰に対して周知するのか、その周知がうまく行われているのか、行われてこそサービスの質がいいわけで、その点の記載というのがあまりよく実施要項（案）では読み取れなかったのも、もしあるようであればご説明いただきたいのと、ないようであれば、その目的に即したサービスの質を評価できる何か指標をご検討いただければなと思いました。

すぐに回答ございますか。なければ次に行きたいと思います。いいでしょうか。

○森田室長補佐 ちょっと、ほかの例も総務省さんにもちょっとお聞きしながら検討させていただきます。

○尾花主査 はい。それとの観点でいきますと、75ページの総合評価を見ますと、今話を聞きますと、継続的に正確な調査ができること及びそれが周知できることが大切だということにもかかわらず、評価の加点項目になっているのですね。継続性に資するものとか、住民不安の解消に資する内容で公表がいいとか、何かこのあたりが、加点なのか、基礎点なのか、私にはどこを環境省さんがメッセージとしてしっかりやってほしいのかというところが読み取れなかったのも、もし環境省さんのこの事業に対するメッセージが、継続的にしっかりやってください、しっかり周知してくださいということなのであれば、何か基礎点のほうに入ってくるのではないかなという気がしましたので、その点は意見としてお伝えしたいなと思います。

さらに、開示のところなのですが、53ページ、各委員が項目足りないですねというふうにおっしゃられて、じゃあ、項目足りないのはわかりますけれども、業務の内容が違うからこれだけ金額が違うのだとすれば、ここではこういう業務が増えました、ここではこういう業務が減ります、さらに、27年とかに比べて、今回はホームページの作成がありますから増えてもしようがないですとか、何か業務の内容の変遷について開示のところでご提案いただくと、よりこの丸めた金額に意味が出てくるのではないかなというふうな気がいたします。

54ページの実施体制、27年度だけ開示されているのですけれども、できればもうち

よっと前から開示できていると、このお金の差と実施体制の人数の差によって開示の質が上がるのではないかというふうに思います。

最後になんですけれども、継続性が大事だとおっしゃったときに、ちょっとこれを見ていて不安になったのが、3ページの調査計画案の立案、これというのはもしかして環境省の方がしっかりとご自分のところでグリップをきかせて行うべきで、そのほかのところ受託者に工夫してもらうべきところなのかなというのが不安がありましたけれども、それは調査計画案の立案まで頼んでしまっても、その継続性について心配はないのですかというところが1点です。さらに、その継続性を担保するものとして、委員会、重要だと思うのですけれども、これも提案してくださいと言っちゃっていいのかどうか。さらに、業者さんからすると、この委員の人は自分が頼んだら受けてくれるのだろうかとわからないのに、委員案まで出せと、それで評価しますというのは、もう少し環境省さんのほうで継続性、正確性を担保するためのところは、ご自分のところで実施されてもいいのでは、ご自分のところでコントロールしてもいいのではないか。何か重要な業務であるがゆえに、環境省さんのところがコントロールすべき部分なのかなという印象も受けるのですね。

さらに言えば、そこを放り投げてしまったら、業者さんはこの委員が選べるかどうかかわからないからといって、心配になってしまって、かえって入札しにくくなるとかいうのもあるような気がするのですね。

だから、何かそのあたりのところ、御省がしっかりとやってほしくて、自分たちでコントロールするところと工夫してもらうところ、例えば、民間業者でいけば、知らせるところなんてうまいかもしれないじゃないですか。そうすると、何かそういうところでもサービスの質とか、創意工夫をしてもらうために何かいいウェブサイトの、何かこう、案があったらそれを高く評価しますよとか、何かバランスのところのようなどころが見えるといいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。民間業者と言ってしまうと、専門的な知識を得ている集団というところがあまりイメージがわからないかもしれません。ただ、今回の事業でこの検討会を設置する、その専門委員の提案もしていただく、そして、調査計画案も外部の請負先に出すというのは、まさに海洋環境のモニタリングというのは幅広い専門知識を集結させて、それを総合的に活用して調査を実施し評価をするという事業でございます。そうなったときに、コンサルタントさん、請負先さんというのは、実は国だけではなくて、発電所のアセスメントの関係で海洋環境を調べていたり、非常に多くの事業をする中で、

実は大学の先生にもまさるとも劣らない専門知識を日々アップデートしているという状況にあります。

そうした専門知識を、我々環境省が内製化して手にしようと思うと、この事業をこの額でやるよりも何倍もの額をその人件費に投入するということになります。民間が既に持っている専門値を、有効に活用するという意味ではきちんと調査計画の立案からプロフェッショナル集団で、大学の先生とコミュニケーションとりながら立案していくというところが重要と考えております。

一方で、継続性というところに関しましては、この業務の根幹でございまして、過去のデータを必ず踏まえてその次年度の調査計画をというところで、検討会でもそこをきちんと議題として明示をしながら調査計画を立案するというところで継続性を担保されるというところで考えております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、それだけ大事な継続性部分というのが加点だけでいいのですか。そこが何となくわからなかったです。75ページで、非常に重要で継続性こそ今回の業務の肝というのに、基礎点じゃなくて加点で入ってくるというところにちょっと違和感がございました。

今とてもよくわかったのは、民間に非常に費用対効果でよろしい知識があって、おそらく具体的にイメージしている業者がもう既にあるのですよね。その業者さんならこれを頼んでも大丈夫というところなのだろうと思うので、そのイメージしている業者さんの中の競争だからこういうふうに放り投げて大丈夫だという、そういう理解でいいですか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。ご指摘のとおり、一定の海洋環境のコンサルタント会社というものがございまして、その集団の中でおそらく競争が行われる、それ以外の集団はなかなか専門分野として参入しにくいですし、参入してもこの事業を請負として全うできないだろうと考えているところです。

○尾花主査 さっきも質問がありましたけれども、生島委員から、何社ぐらいなのですか。

○森田室長補佐 そうですね、10社は超えないですね。やはり海洋環境の調査ということだと、かなり限られてきますので、もともと10社いるかないかというような母集団です。

○尾花主査 わかりました。そうすると、その10社の方であれば、この専門的な委員を入札時点で委員案として出すことは支障がないというようなご理解でこの入札要項をつくらせておられると。

○森田室長補佐 さようでございます。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 今のところで念のため、入札の時点でこの先生に今お願いをしておりますと書いて、高得点をとったとして、その後、すみません、やはりだめでしたとかということがあられると思うのですが、そのあたりのリスクはどのようにお考えなのでしょうか。

○森田室長補佐 ありがとうございます。実は環境省はほかにも委員を提案していただくというのは総合評価で広くやっておりますが、実際に会社が当てをつけていたというところとちょっと語弊あるかもですが、当てをつけていた先生に断られてしまったというのはなかなか聞かない事例です。

というのが、どの会社さんも、民間、国、いろいろ請け負う事業の中で、研究者とその会社は相談しながら一定の関係を持っているという中で、なかなかそこをそでにするというのも、学者の側からもない状況というところかと思えます。

○辻専門委員 わかりました。最後もう1点だけ、すみません、3ページ目の真ん中、(1)本業務の目的の2行目あたりに「アスベスト」という単語がございます。今回のこの調査の対象にアスベストは入っているのでしょうか。

○森田室長補佐 失礼いたしました。目的のこのアスベストの記載は確かに余事記載でございます。今回はあくまで流出した油ですとか、そういったもので、アスベストは懸念されるのは大気中への飛散ということで、これは余事記載ということで削除させていただきます。ありがとうございます。

○辻専門委員 お願いします。

以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○森田室長補佐 ありがとうございました。

（環境省退室）

— 了 —